

## 会 議 録

|             |   |
|-------------|---|
| 会 議 の 名 称   | 令和6年度第2回所沢市国民健康保険運営協議会  |
| 開 催 日 時     | 令和6年6月26日（水）午後1時30分～3時05分   |
| 開 催 場 所     | 所沢市役所 高層棟8階 大会議室  |
| 出 席 者 の 氏 名 | （別紙委員出欠席表のとおり）  |
| 欠 席 者 の 氏 名 | （別紙委員出欠席表のとおり）  |
| 説明者の職・氏名    |   |
| 議 題         | （1）所沢市国民健康保険税率等の改定案について<br>（2）その他   |
| 会 議 資 料     | （1）会議次第<br>（2）資料1 令和6年度第2回所沢市国民健康保険運営協議会  |
| 担 当 部 課 名   | 健康推進部長 越智三奈子 健康推進部次長 小山 貴之<br>収税課長 近藤 敦志<br>国民健康保険課長 石川 純也<br>国民健康保険課主幹 遠藤 康代<br>収税課主幹 青木 健太郎<br>国民健康保険課<br>主査 水口 文枝、主査 敦賀 直幸、主査 高橋 大輔<br>主査 岡沢 健介、主任 高橋 愛美、主任 矢澤 沙季<br>主任 齋藤 雄司<br>健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131 |

様式第2号

| 発 言 者 | 審議の内容(審議経過・決定事項等)  |
|-------|--|
| 司会    | 13時30分、事務局の進行により開会   |
| 会長    | 会長あいさつ   |
| 司会    | 本日は、17名の出席があり会議は成立する。  |
|       | 「所沢市国民保険に関する規則」第4条第1項に基づき、議事の進行を会長に願います。   |
| 会長    | 議事進行を務める。議事の前に、事務局から説明はあるか。  |
| 事務局   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議題1、議題2ともに公開とすること</li> <li>・会議録の記録方法を要約方式とし、発言者の委員名は「委員」とのみ記載すること</li> <li>・会議録の確定は、会長の確認及び署名により行うこと</li> </ul> としたいかがか。 |
| 委員    | 一同承認   |
| 会長    | 傍聴希望者はいるか。   |
| 事務局   | 傍聴希望者は1名いる。  |
|       | (傍聴希望者入室、次第及び資料1を配付)   |
| 会長    | 傍聴人においては、発言すること、写真撮影、及び録音等は禁止されているので了解をお願いします。   |
|       | それでは、議題1の所沢市国民健康保険税率等の改定案について事務局に説明を求める。   |
| 事務局   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1に基づき、諮問事項の趣旨、本市国民健康保険の運営状況、税率改定スケジュール等を説明</li> <li>・資料1の23ページの通り、賦課方式の変更案及び国民健康保険税率の改定案を提示</li> </ul>                 |
| 会長    | 質疑等はあるか。   |
| 委員    | モデルケースを見てもかなり保険税の支払いが高くなる印象を受けた。保険税の軽減措置に関する説明があったが、軽減措置の適用は行政が行うものなのか。それとも被保険者が手続きを行う必要があるのか。   |
| 事務局   | 軽減措置については、被保険者からの申請の必要はなく、市が把握した所得から、基準以下の方について自動的に軽減を適用するものである。   |
| 委員    | 軽減措置の基準はどこで決めているのか。  |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>国の基準で決まっている。</p>   |
| 委員  | <p>赤字解消のためには、保険税率等を見直せばどこかのタイミングで赤字解消が進むと思うが、賦課方式を2方式に変更し、今回示された保険税率に変えれば、赤字解消は進むという試算であるのか。</p>  |
| 事務局 | <p>資料で示した税率案は、令和7年度の赤字解消をするために考えた試算である。<br/>     今後、令和8年度、9年度と状況は変わっていくので、今回示した税率案のままでよいというものではない。今後は、毎年度税率を改定していく必要があると考えている。</p>  |
| 委員  | <p>令和6年度から7年度への切り替えの段階で赤字は一旦消える、という前提で今動いているという理解をした。<br/>     その場合、保険税率の改定に伴い、被保険者の受ける影響は大きいと思う。保険税率の改定が、どのくらいの世帯にどの程度影響するのか、今回の資料では示されていない。<br/>     年収や世帯構成等にもよるとは思うが、影響度合いについて今回示されたモデルケースだけではわからない。<br/>     2方式にすることは必要であると思うが、急激な変化による影響が大きいので、その影響度合いに関する資料を示してほしい。</p>   |
| 事務局 | <p>どのくらいの世帯にどれほどの影響が出るかという点については、次回の協議会にて提示する。</p>  |
| 委員  | <p>資料で示された税率改定案では、負担が大きいという印象を持つ市民が多いと思う。<br/>     財政上は、このくらいの上げ幅が必要であるという試算であると思うが、市民の受け止めに想像すると急激だなと感じられると思う。<br/>     なぜ今ここで急激に上げることとなったのか。県の方針が示されたこともあると思うが、2方式にすることに関しては、他の自治体でもすでに変更しているところが多く、また、均等割りに関しても、第1回協議会の資料2-2より、所沢市の均等割36,300円に対して、埼玉県内の市の平均では52,910円で、6万円台、5万円台、4万円台後半の市が多いというところで、各市は厳しい中でも改定してきた状況かと思う。<br/>     これまで段階的に改定してこなかったことで、市民は急激であると感じて、今までの経緯を知りたいと思うのではないかと。<br/>     今までの経緯を教えてください。</p> |
| 事務局 | <p>国民健康保険は短期保険のため、単年度で収支が均衡していることが必要であり、毎年変動のある一人当たりの医療費の増減に対して、本来ならば短期的なスパンでの税率の見直しが必要となる。<br/>     しかしながら、令和2年度は前々年度の清算により納付金額が抑えられていたことにより、多額の剰余金が生じ、その剰余金を</p>  |

|            |   |
|------------|---|
| <p>委員</p>  | <p>翌年度に繰り越すことで、その後も収支が保たれた状態が続いた。また、令和2年度は新型コロナウイルスによる感染症が流行したことで受診控えがあり、県全体でも多額の剰余金が生じ、後の納付金の減額に使われた。</p> <p>本来は毎年税率を改定するのが望ましいが、大きな黒字が令和2年度に生じたことで税率改定の先送りが出てしまっていた状況であったが、令和5年度に関しては、前年度からの繰越金がほとんど発生しなかったことから、運営費繰入金を投下せざるを得なくなってしまったという経緯がある。</p> <p>以前、4方式から2方式への変更について運営協議会で決めて議案提出したが、議会で否決された経緯があったと思う。その時に、段階的に税率を上げる必要があるという話になったという記憶であるが、そうではなかったか。</p> <p>また、被保険者の負担は大きくなるが、2方式にした場合、税収はどのくらい増えるのか。</p> <p>モデルケースについて、保険税がマイナスになる人もいると思うが、どのような人が保険税マイナスになるのか。資産を多く所有している方が税額減となると思うが、今回はモデルケースとして示されていない。一方、アパート住まいの方の税額は大きくなるのではないかと思うが、その辺りのモデルケースも示してほしい。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>平成26年に4方式から2方式に変更する改定案を議会に提出したが否決された。その後、平成27年度と平成30年度に税率改定を行っているが、2方式への変更はせずに、資産割を小さくするという改定であった。平成31年度以降は、改定していない。</p> <p>税収がどの程度増えるかという点と、モデルケースの提示については次回お示しする。</p>  |
| <p>委員</p>  | <p>資料27ページのモデルケースでは、保険税の総額27,500円が一気に上がることが示されているが、今の物価高や円安の状況を踏まえても、この提案で議会が通るのか疑問に思う。もう少し考えようがないか。65歳以上の方々や働けない方々は保険税だけ増えることとなり、きついのではないかと思う。</p>   |
| <p>事務局</p> | <p>均等割が低い本市の現状から2方式とし税率改定を行う場合、均等割が増額となってしまう。税率改定のスケジュールについて、令和8年度には県が示す税率に合わせる必要があるが、まだ1、2年の余裕があるので、段階的な引き上げについても考え、次回改めて提示したい。</p>  |
| <p>委員</p>  | <p>今の説明では理解ができない。以前、4方式から2方式への変更について検討した際、不公平であるという話もあったと思う。以前検討した際の情報も収集した上で、次回改めて説明してもらいたい。</p>   |

|     |  |
|-----|--|
| 委員  | <p>県の方針に沿わないといけないという立場もわかるが、モデル例を見ると急激に金額が上がっており、これが突然示されても市民は困惑すると思う。</p> <p>どのような形で市民の方にPRするのか、前もって説明するのか、次回の協議会で示してほしい。</p>   |
| 会長  | <p>今回の諮問の中では、賦課方式について4方式を2方式にするという内容が含まれ、県の運営方針でも2方式にすることが示されている。</p> <p>4方式を2方式にするという点についても意見を伺いたい。</p>   |
| 委員  | <p>赤字を解消するには、収益を増やすしかない。そうすると、負担額が増える人がどうしても出てくることになる。その負担をどのような人が受けるかという中で、均等割が高くなった場合は家族が多い方の負担が増えてしまう。違う方法であればそうでない人の負担が増えることになり、誰かの負担が増えるというのはあると思う。そのため、誰を主体にするかということで感じが変わってくる。ある程度所得がある人の負担が増えても仕方ないという形を考えるのか、それとも、そういうのは全くなしにして均等に変更していくのか、どこに目を向けるかで変わってくると思う。</p> <p>負担が増えたら軽減措置が適用されるという話があったが、軽減した分を負担するのはどこなのか。そこでお金を出したら、赤字解消にならないのではないか。</p> |
| 事務局 | <p>軽減措置とは、今回の税率改定による負担に応じて適用されるものではなく、以前からある低所得者世帯に対する軽減措置を示したものである。</p>   |
| 委員  | <p>税負担が増えることで、払えない人が出てくるような状況にはならないか。試算の上、次回説明を求める。</p>  |
| 委員  | <p>所得割と均等割は県で定められたものなのか、市単独で決めたものなのか、何かに基づいて決めたものなのか。</p> <p>2方式にするのは仕方ないと思うが、累進課税的にカーブで負担額が増えるような方式にするのは、現状難しいのか。</p>   |
| 事務局 | <p>保険税率については、市の条例で定めているものではあるが、今後県の運営方針では、同じ所得で同じ世帯構成であれば同じ税額に統一することとされている。</p> <p>令和9年度の準統一では、市町村毎の収納率の格差が加味されるため、収納率が高い自治体の税率が低くなり、収納率が低い自治体の税率が高くなるという形になるが、令和12年度には完全統一という方針のため、収納格差による税率の違いはなくなり、県内一律で統一されることとなる。</p> <p>今後は、県が示す標準保険税率に合わせることはなるが、準統一までは市町村が各段階で税率を決める余地があるということになっている。</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 委員  | 協議会で税率が高いとか低いとかいう討論は意味がないということか。最終的には、県が示す数字になるという理解でよいか。  |
| 事務局 | 令和9年度の準統一以降は、県が示す数字となるが、それまでは、本市で決めることが可能である。  |
| 委員  | 収納率はどのくらいか。  |
| 事務局 | 令和5年度の現年課税分の収納率は93.85%で、令和4年度と比較すると1%程度上昇している。   |
| 委員  | 金額で示すとどの程度の増額か。次回でよいので示してほしい。  |
| 委員  | 資料の8ページにあるように今の医療費は高くなっていて、国民健康保険の運営は、どの市区町村もすごく厳しい運営を強いられている。県や国に持ち上げていかないといつまでたっても解消しない問題だと思う。例えば、がん治療で高額療養費を負担しないといけないが、いくら以上のがんの治療であれば、国が責任を持つなどといった運営をしていかないと赤字が続いてしまう。<br>国が企業産業界を活性化するとともに、こういう部分についての補助金もしっかりしないと国保運営は大変だと思うので、市が県に申し上げて、県から国に申し上げるパスをしっかりと作られた方がいいのではないかと考える。 |
| 会長  | 4方式から2方式への変更に関して、次回協議会で決を採ることとするか。   |
| 委員  | 方式変更については、決を採ってよいのではないか。   |
| 会長  | 4方式から2方式への変更に関してのみ決を採る。賛成の方の挙手を求める。  |
| 委員  | 一同挙手により賛成  |
| 会長  | 方式については2方式とし、税率については次回協議会において改めて事務局からの説明を求めることとする。<br>続いて、議題2のその他について、事務局の説明を求める。  |
| 事務局 | 7月23日の全員協議会にて、市議会議員に対し国民健康保険税条例改正に関する経緯や背景、運営協議会での協議内容について説明を行う。<br>また、次回協議会の日程については、7月31日13時30分から高層棟6階604会議室にて実施する。   |
| 会長  | 質問等はあるか。<br>(質問等なし)  |
| 会長  | 議事については以上である。  |

|                |   |
|----------------|---|
| 職務代理<br><br>司会 | 閉会のあいさつ<br><br>以上で、令和6年度第2回国民健康保険運営協議会は閉会とする。<br><br>以上 |
|----------------|---|

# 令和6年度第2回 所沢市国民健康保険運営協議会出欠表

令和6年6月26日現在

| 代表区分             | 推薦依頼先               | 出欠 | 氏名    |
|------------------|---------------------|----|-------|
| 被保険者代表           | 所沢青色申告会             | 出  | 守谷友宏  |
|                  | いるま野農業協同組合          | 出  | 越阪部敦子 |
|                  | 所沢市連合婦人会            | 出  | 齋藤千里  |
|                  | 所沢商工会議所             | 出  | 中早苗   |
|                  | 公募                  | 出  | 大久保寛  |
|                  | 公募                  | 出  | 小野葉子  |
| 保険医又は<br>保険薬剤師代表 | 所沢市医師会              | 欠  | 齊藤秀行  |
|                  |                     | 欠  | 伊藤哲   |
|                  |                     | 出  | 古敷谷淳  |
|                  |                     | 欠  | 廣瀬恒   |
|                  | 所沢市歯科医師会            | 出  | 下山賢一郎 |
|                  | 所沢市薬剤師会             | 出  | 安達秀夫  |
| 公益代表             | 所沢商店街連合会            | 出  | 宇佐美保政 |
|                  | 所沢市民生委員・<br>児童委員連合会 | 出  | 赤坂悦   |
|                  | 連合埼玉<br>西部第四地域協議会   | 欠  | 栗屋克哉  |
|                  | 所沢市社会福祉協議会          | 出  | 本橋栄三  |
|                  | 所沢市自治連合会            | 出  | 廣川隆通  |
|                  | 知識経験者               | 出  | 村田美智子 |
| 被用者保険等<br>保険者代表  | 全国健康保険協会<br>埼玉支部    | 出  | 今井慎   |
|                  | 公立学校共済組合<br>埼玉支部    | 出  | 高橋綾子  |
|                  | 西武健康保険組合            | 出  | 荒川雄三  |

任期 令和6年12月31日まで